

各サークル主将 殿

学生生活課長

10月26日以降のサークル活動について

サークル活動については、令和3年10月13日付け学生生活課長通知「10月15日以降のサークル活動について」により活動禁止は10月15日（金）から条件付きで解除されました。同通知内で、10月末日を目処に感染状況に鑑み、制限を見直すこととしていましたが、下記のとおり制限を緩和します。サークルメンバーに周知徹底し、十分注意の上活動願います。特に試合、合宿、行事、大会等においてはこれまでどおり行事届等を期日までに提出するようにしてください。県外の場合、地域によって感染状況が異なりますので、許可しない場合が十分あることを承知してください。

また、11月中旬を目処に感染状況に鑑み、下記制限を見直すことを予定していますので、気を緩ませることなく感染対策を十分に行って活動してください。なお、団体での飲み会、打上げ等はこれまで同様に固く禁止します。

記

1. 活動制限

活動区分			活動制限	
屋内	団体	非対人	可(文化系サークル等) (大きな声を出す行為を伴う活動は不可) (サークルメンバー同士でも1mを目安に最大限距離を離す。)	・活動時間は 2時間以内 ・体調不良者は活動不可 (自宅待機)
		対人 接触	短時間の接触なら可	
		対人 非接触	可(1mを目安に最大限距離を離す。)	
	個人	非対人	可	
		対人 接触	短時間の接触なら可(柔道の乱取り等)	
		対人 非接触	可(1mを目安に最大限距離を離す。)	
屋外	団体	非対人	可(サークルメンバー同士でも1mを目安に最大限距離を離す。)	
		対人 接触	短時間の接触なら可	
		対人 非接触	可(1mを目安に最大限距離を離す。)	
	個人	非対人	可	
		対人 接触	短時間の接触なら可	
		対人 非接触	可(1mを目安に最大限距離を離す。)	

※屋内における文化系サークル等の活動については、不織布マスクを着用し対面授業の実施方法に準じて行うこと。

2. 時間延長に必要な書類

「サークル・団体活動時間延長についての申請書」

※提出先：学生生活課（担当：武）

学習交流プラザ2階グループ学習室

e-mail : gakusen@kuas.kagoshima-u.ac.jp